2　第一条第一項の表の各項に掲げる図書に明示すべき事項を前項に規定する図書のうち他の図書に明示する場合には、同項の規定にかかわらず、当該事項を当該各項に掲げる図書に明示することを要しない。この場合において、当該各項に掲げる図書に明示すべき全ての事項を当該他の図書に明示したときは、当該各項に掲げる図書を同項の申請書に添えることを要しない。

3　第一項に規定する所管行政庁が必要と認める図書を添付する場合には、同項の規定にかかわらず、第一条第一項の表に掲げる図書のうち所管行政庁が不要と認めるものを第一項の申請書に添えることを要しない。

（建築物のエネルギー消費性能に係る認定の通知）

第三十一条　［略］

2　前項の通知は、別記様式第三十八による通知書に前条第一項の申請書の副本及びその添付図書を添えて行うものとする。

（表示等）

第三十二条　［略］

2　法第三十六条第三項の表示は、別記様式第三十九により行うものとする。

（立入検査の証明書）

第三十三条　法第三十八条第二項において準用する法第十七条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式第四十によるものとする。

第四章　登録建築物エネルギー消費性能判定機関等

第一節　登録建築物エネルギー消費性能判定機関

（登録建築物エネルギー消費性能判定機関に係る登録の申請）

第三十四条　法第三十九条に規定する登録を受けようとする者は、別記様式第四十一による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、第八号に掲げる書類のうち、成年被後見人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。以下「後見等登記事項証明書」という。）については、その旨を証明した市町村の長の証明書をもって代えることができる。

一～三　［略］

四　申請者（法人にあっては、その役員（持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあっては、業務を執行する社員。以下同じ。）の氏名及び略歴（申請者が建築物関連事業者（法第四十一条第一項第二号に規定する建築物関連事業者をいう。以下この号において同じ。）の役員又は職員（過去二年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であった者を含む。）である場合にあっては、その旨を含む。第六十五条第四号において同じ。）を記載した書類

五　［略］

六　組織及び運営に関する事項（判定の業務以外の業務を行っている場合にあっては、当該業務の種類及び概要を含む。）を記載した書類

七　申請者が法第四十条第一号及び第二号に掲げる者（同条第一号に規定する者にあっては、民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第一項及び第二項の規定により成年被後見人及び被保佐人とみなされる者を含み、成年被後見人及び被保佐人を除く。第六十五条第七号において同じ。）に該当しない旨の市町村の長の証明書

2　前項に規定する説明書及び第一条第一項の表の各項に掲げる図書（設計内容説明書を除く。）（以下この項及び次項において「説明書等」という。）に明示すべき事項を前項に規定する図書のうち他の図書に明示する場合には、前項の規定にかかわらず、当該事項を当該説明書等に明示することを要しない。この場合において、当該説明書等に明示すべき全ての事項を当該他の図書に明示したときは、当該説明書等を同項の申請書に添えることを要しない。

3　第一項に規定する所管行政庁が必要と認める図書を添付する場合には、同項の規定にかかわらず、説明書等のうち所管行政庁が不要と認めるものを同項の申請書に添えることを要しない。

（建築物のエネルギー消費性能に係る認定の通知）

第八条　［同上］

2　前項の通知は、別記様式第六による通知書に前条第一項の申請書の副本及びその添付図書を添えて行うものとする。

（表示等）

第九条　［同上］

2　法第三十六条第三項の表示は、別記様式第七により行うものとする。

（立入検査の証明書）

第十条　法第三十八条第二項において準用する法第十七条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式第八によるものとする。

第三章　登録建築物エネルギー消費性能判定機関等

第一節　登録建築物エネルギー消費性能判定機関

（登録建築物エネルギー消費性能判定機関に係る登録の申請）

第十一条　法第三十九条に規定する登録を受けようとする者は、別記様式第九による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、第八号に掲げる書類のうち、成年被後見人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。以下「後見等登記事項証明書」という。）については、その旨を証明した市町村の長の証明書をもって代えることができる。

一～三　［同上］

四　申請者（法人にあっては、その役員（持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあっては、業務を執行する社員。以下同じ。）の氏名及び略歴（申請者が建築物関連事業者（法第四十一条第一項第二号に規定する建築物関連事業者をいう。以下この号において同じ。）の役員又は職員（過去二年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であった者を含む。）である場合にあっては、その旨を含む。第三十条第四号において同じ。）を記載した書類

五　［同上］

六　組織及び運営に関する事項（建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務（以下「判定の業務」という。）以外の業務を行っている場合にあっては、当該業務の種類及び概要を含む。）を記載した書類

七　申請者が法第四十条第一号及び第二号に掲げる者（同条第一号に規定する者にあっては、民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第一項及び第二項の規定により成年被後見人及び被保佐人とみなされる者を含み、成年被後見人及び被保佐人を除く。第三十条第七号において同じ。）に該当しない旨の市町村の長の証明書